

岐阜市学習用タブレット端末貸借  
事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 物件の内容等

(1) 件名

岐阜市学習用タブレット端末貸借

(2) 内容

岐阜市学習用タブレット端末貸借基本仕様書（以下「基本仕様書」という）のとおり

(3) 予定価格

3,718,419,120円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む。ただし、今後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、その定めによる）

(4) 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和14年6月30日まで

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者。なお、(8)における「親会社」及び「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 申請書提出期限の日から契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく資格停止を受けていない者
- (4) 参加表明書兼誓約書提出期限までに岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者
- (5) GIGAスクール構想における1人1台端末について、国内自治体の小中学校（義務教育学校を含む）に自治体単位で一括納入した実績を有する者
- (6) プロジェクトマネージャは、GIGAスクール構想における1人1台端末について、国内自治体の小中学校（義務教育学校を含む）に自治体単位で一括納入した際にプロジェクトマネージャの役割に従事した実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 参加事業者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法に基づく再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ 本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合その他上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 事業者選定に係る日程

(日付はいずれも令和7年)

	手続	日程
1	募集の公示	8月20日(水)
2	質問受付	8月20日(水)～8月26日(火)午後5時
3	質問回答	9月2日(火)
4	参加表明書提出期限	9月5日(金)午後5時
5	提案者情報書等提出期限	
6	参加資格確認結果通知期限	9月12日(金)
7	企画提案書等提出期限	9月19日(金)午後5時
8	プレゼンテーション・最終審査	10月6日(月)
9	選定結果通知	10月14日(火)

※ 日程については、岐阜市の都合により変更する場合があります。

4 関連書類及び提出書類

(1) 関連書類及び提出書類

本プロポーザルで使用する関連書類及び提出書類は、下記のとおり。

なお、任意様式を除き、原則として岐阜市ホームページに掲載する。

【関連書類】

書類	
岐阜市学習用タブレット端末貸借事業者選定公募型プロポーザル実施要領	
岐阜市学習用タブレット端末貸借基本仕様書	
別紙1	納入場所一覧

【提出書類】

様式	書類
様式 1	参加表明書兼誓約書
様式 2	提案者情報書
様式 3	提案者業務実績報告書
様式 4	提案者体制図
様式 5 - 1	担当者情報報告書 ①担当者基本情報
様式 5 - 2	担当者情報報告書 ②業務実績
任意	会社パンフレット
任意	企画提案書
様式 6	経費見積書
様式 7	質問票
様式 8	辞退届

5 各事務の受付及び実施

本プロポーザルに係る全ての事務及び受付は、事務局で行う。

【事務局】

担当課 教育委員会事務局学校指導課  
 担当 久保田  
 所在地 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所18階  
 電話番号 058-214-2193  
 Eメール gako@city.gifu.gifu.jp  
 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 各手続

(1) 質問の受付及び回答

仕様書の内容に質問がある場合は、「様式 7 質問票」を提出すること。

提出方法	Eメール
提出期限	令和7年8月26日(火) 午後5時まで(必着)
回答方法	原則、「様式 7 質問票」に記載されたメールアドレス宛での電子メールによる回答又は本市ホームページ上への掲載により随時行う。 (最終回答期限：令和7年9月2日(火)) ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。 また、回答をホームページに掲載することが適当でないとは判断した場合は、質問者に直接、「様式 7 質問票」に記載されたメールアドレスに電子メールで回答する。 なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(2) 参加表明及び提案者情報等提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を次のとおり提出すること。

提出方法	郵送もしくは事務局まで持参
提出期限	令和7年9月5日(金) 午後5時まで(必着)

様式	書類	紙部数	DVD-R提出
様式1	参加表明書兼誓約書	1部	○
様式2	提案者情報書	5部	
様式3	提案者業務実績報告書		
様式4	提案者体制図		
様式5-1	担当者情報報告書 ①担当者基本情報		
様式5-2	担当者情報報告書 ②業務実績		
任意	会社パンフレット	1部	

※ 様式1、様式2～5-2（5セット）、会社パンフレットの順に並べて提出すること。

※ 応募事業者は、参加表明書兼誓約書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾した上で参加表明があったものとみなす。

※ 応募資格の基準日は、参加表明書兼誓約書の提出日とする。

※ 参加表明後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を令和7年9月5日（金）までに事務局まで持参すること。

### (3) 参加資格確認

参加表明者から提出された（2）の書類について、プロポーザル実施要領、基本仕様書等に基づき、事務局が参加資格を確認する。

結果については、文書により令和7年9月12日（金）までに、参加表明者に通知する。

### (4) 企画提案書等提出企画提案書等提出

（3）により参加資格を有すると認められた者（以下「審査対象者」という）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。ただし、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

提出期限 令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

提出方法 郵送もしくは事務局まで持参

提出書類 次のとおり。

様式	書類	紙部数	DVD-R提出
任意	企画提案書	10部	○
様式6	経費見積書		

### (5) 書類審査

審査対象者から提出された（2）、（4）の書類の内容に対し、実績、価格、企画提案内容について、本市が設置する「岐阜市学習用タブレット端末賃貸借事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で定めた評価基準に基づき書類審査を行う。

### (6) プレゼンテーション

プレゼンテーション対象者による提案内容のプレゼンテーションを実施する。

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 15分程度
- ・説明者 本業務で従事するプロジェクトマネージャ

### (7) その他

実施に当たり使用する備品等は全て提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン（もしくは大画面映像装置）及びコンセント1箇所については、本市の既存機器の範囲内で用意する。

プレゼンテーションの開催日時、および開催場所等の詳細については、プレゼンテーション対象者に別途通知する。

(8) 審査委員会による最優秀者・優秀者の選考

書類審査及びプレゼンテーションの結果を基に、総合的な評価を実施する。算出した評価値が最も高い1者を最優秀者とし、次点の1者を優秀者として特定する。

ただし、本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると認められない場合には、特定しない場合がある。

評価値の合計が最も高い提案を提出した者が2者以上ある場合、審査委員会で協議して優秀者を特定する。

(9) 最終審査結果通知

全ての審査が完了後、結果（審査項目点数及び合計点数）をプレゼンテーション参加者全員に文書にて通知する。

評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

(10) 契約

審査結果通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議の上、契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

7 審査基準

審査委員会で定めた評価基準に沿って審査を行い、事業者として優先交渉を行う者を選定する。評価・審査項目及び配点は以下のとおりとする。

【評価・審査項目】

評価項目		評価事項	配点	
書類	実績	提案者の端末納入実績	5点	90点
	価格	経費見積書	35点	
	企画提案書内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・構築・搬入設置・体制</li> <li>・保証・研修</li> <li>・運用支援</li> <li>・その他</li> </ul>	50点	
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション能力等の提案者能力</li> <li>・取り組み姿勢、積極性等</li> </ul>	10点	10点	
合計			100点	

8 企画提案書記載事項

(1) 企画提案項目

企画提案項目は、下記のとおりとする。

企画提案項目	
1	<p>基本的な考え方</p> <p>1-1) 本業務の特性や、教育をとりまく環境、ICTやDXの現状やトレンド、岐阜市の状況等<sup>*1</sup>を踏まえ、プロジェクトを円滑に進めるためのポイントとそれに対する提案者の基本的な考え方</p> <p>1-2) 個別最適な学びと協働的な学びの実現について</p> <p>1-3) 補助金の活用について</p>

企画提案項目		
2	構築・搬入設置・体制	2-1) 想定する工程、スケジュール、着手・完了条件、役割分担、成果品等 2-2) 端末の搬入設置手順 2-3) 既存学習用タブレット端末からのデータ移行方法 2-4) 各工程におけるプロジェクト管理手順、進捗・課題・リスクの管理方法 2-5) 想定される課題と発生時の対応策 2-6) 提案者の実施体制
3	保証・研修	3-1) 端末の保証内容について 3-2) 故障時の対応、端末交換の手順 3-3) 研修内容
4	運用支援	4-1) 運用支援内容 4-2) ヘルプデスクの体制 4-3) 年次更新の手順と内容 4-4) 端末の棚卸手順と端末管理手法 4-5) 契約終了後の端末回収等対応
5	その他	5-1) 基本仕様書に示した要件以上の提案事項があれば記載

※1 関連資料は岐阜市ホームページを参照のこと。

「岐阜市教育大綱」

<https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/kyouikuiinkai/1003929.html>

「第2次岐阜市GIGAスクール推進計画」

<https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/kyouikuiinkai/1016053.html>

## (2) 留意事項

ア 企画提案書はA4版横書き、左上1箇所綴じの印刷物で、片面換算で20ページ以内（表紙、目次、中表紙、図表及び用語集を含む。様式のサンプルは含めない。）とする。

イ 企画提案書の様式は任意とするが、8（1）の表の構成及び順序とすること。

ウ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別し得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

エ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

## 9 提出書類の取扱い

(1) 提出期間終了後は、岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 提出書類は、事業者の選定に当たり、作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 提出書類（上記（3）の複製を含む。）は、本件事業者選定の目的以外には使用しない。

(5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき公開請求により公開する場合がある。

- (6) 提案者から提供された従業員等の個人情報、個人情報の保護に関する法令に従うものとし、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
- (7) 提案書類の内容について、別途確認することがある。

#### 10 その他

- (1) 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不知、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (5) 失格について
  - 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
    - ア 参加表明後に参加資格を満たさないことが判明し、又は参加資格を満たさなくなった者
    - イ 提出物について、その内容、提出方法、提出先又は提出期限が本実施要領に適合しない者
    - ウ 「8 企画提案書記載事項」に定めた項目の全部又は一部が記載されていない者
    - エ 募集の公示後、審査委員会の委員に対し本件事業者選定に関し接触を求めた者
    - オ 経費見積書（様式6）の見積総額が1（3）「予定価格」を超える者
- (6) 次のいずれかに該当した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行うことがある。
  - ア 提出書類に虚偽の記載をしたと岐阜市が判断した場合
  - イ プレゼンテーションにおいて虚偽の発言をしたと岐阜市が判断した場合
- (7) 次のいずれかに該当した場合には、岐阜市が提供した実施要領等全ての関連資料（電子データ及び複製を含む。）については、速やかに返却し、又は廃棄すること。
  - ア 本件において辞退又は失格となった場合
  - イ 本件において事業者選定が終了した場合
- (8) 関係書類の提出にあたり、書類が未着の場合、その責任は提案者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

以上